道路巡視業務仕様書

第１条（適用範囲）

この仕様書は、福岡県 八女県土整備事務所（以下「発注者」という。）が発注する道路巡視業務（以下「巡視業務」という。）に適用する。

第２条（目的）

発注者が管理する国道及び県道（以下「道路」という。）の道路施設等が常時良好な状態に保持できるようその状況を把握し、異常に対して適宜の処置を講ずるとともに、道路構造の保全及び安全かつ円滑な道路交通の確保を目的とする。

第３条（定義）

巡視業務とは、主に道路パトロールカーを使用し、必要に応じて徒歩により道路を巡回・点検し、発見した道路の異状や不法行為を発注者に報告し、応急時には簡易処置を行うことをいう。

第４条（期間）

巡視業務の実施期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

第５条（対象道路）

１　巡視業務の対象は、福岡県 八女県土整備事務所が管理する道路とする。

２　巡視業務の実施は第１６条で規定する業務実施計画書によるが、緊急時など別途監督員から指示があった場合にはその指示に従うこと。

第６条（巡視業務）

１　道路巡視（日常巡視、休日巡視、異常時巡視）

２　上記業務に付随する業務打合せ、報告書等作成業務

３　巡視業務の円滑な実施に向け、発注者が定める監督員（以下「監督員」という。）が実施体制を統括する。

第７条（業務時間）

原則として８時３０分から１７時１５分までとする。

ただし、交通事故等通行に支障を及ぼす緊急事態が生じた際は、双方協議のうえ時間外の業務を行うことが出来るものとする。

第８条（巡視頻度など）

１　日常巡視

・日常巡視は、第４条で定める期間中の毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第２３号）第１条に規定する休日（以下「県の休日」という。）及び巡視車両の点検修理日を除く。）で、第７条に定める時間に実施する巡視をいう。

・平常時において道路の状況の把握に努め、次の頻度以上において調査及び点件等を行う。

日交通量５千台以上の路線	１日１巡
日交通量千台以上～５千台未満の路線	２日１巡
日交通量千台未満の路線	３日１巡

２　休日巡視

・休日巡視とは、県の休日において、発注者が指示する特に巡視が必要な重要路線について、４日間以上連続して道路巡視を行わない期間が生じないよう実施する巡視をいう。

３　異常時巡視

・大雨、洪水、暴風、地震、その他異常気象時に際し、監督員の指示に基づき日常巡視に代え実施する巡視をいう。

第９条（主任技術者の資格）

１　主任技術者は、受注者との雇用関係が明らかな者で、（１）から（４）のいずれかに該当する者を配置する。

（１）技術士（建設部門、または総合技術監理部門　選択科目「建設部門」）

（２）１級または２級土木施工管理技士

（３）道路の建設工事または維持管理に関する業務において、１０年以上の経験を有する者

（４）国（高速道路株式会社を含む）または地方公共団体（公社を含む）が発注した道路巡視業務において、主任技術者等の管理する立場としての実務経験がある者

２　受注者は契約締結後、上記に該当する者の資格や経歴等を証明する書類を添え、業務着手前に発注者に通知する。

第１０条（主任技術者の業務）

１　道路巡視員（以下「巡視員」という。）から履行状況を書面もしくは口頭で報告

を受け、日常的に履行状況の把握に努めなければならない。

２　週１回以上、朝又は夕のミーティングへ参加することを原則とし、併せて発注者と履行状況等について打合せを行い、その結果について相互に確認した内容を書面にして監督員に提出しなければならない。なお、打合せには巡視員を同席させることを基本とする。

３　月間道路巡視完了実績報告書を作成し、月毎に取りまとめて、翌月５日までに発注者へ提出する。

４　主任技術者が巡視員を兼務することは原則不可。ただし、主任技術者としての業務に支障が無く、やむを得ないと発注者が承認した場合は、この限りではない。

第１１条（道路巡視員の資格）

１　巡視員（休暇を取る場合なども考慮して、交代要員を含めた人数とする）は受注者との雇用関係が明らかな者で、（１）に該当し、かつ（２）、（３）、（４）のいずれかに該当する者を配置すること。

（１）第１種普通自動車運転免許の資格を所有かつ運転経験が２年以上

（２）技術士（建設部門、または総合技術監理部門　選択科目「建設部門」）

（３）１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士

（４）国（高速道路株式会社を含む）または地方公共団体（公社を含む）が発注した下記のア又はイに従事した経験を有する者

ア道路巡視業務

イ道路の建設若しくは維持管理に関する工事又は業務

２　受注者は契約締結後、上記に該当する者の資格や経歴等を証明する書類を添え、業務着手前に発注者に通知する。

３　発注者は、前項に虚偽の事実があった場合、または第１４条を遵守しないなど著しく不適当と認められる場合には、受注者に対し巡視員の変更を要求することができるものとし、受注者はそれに応じなければならない。

第１２条（道路巡視員の業務）

１　巡視員は、巡視車の運転業務を行い、併せて道路の管理・調査・簡易処置などを実施する。

２　巡視員は必要に応じて相互に協力し、その場で取り得る適切な措置を講ずることとする。

３　巡視員は毎日巡視前もしくは巡視後に、発注者が指定する場所において協議・報告を行う。

４　巡視員は、受注者又は主任技術者を通じて監督員の指示がある場合等必要に応じて、巡視の途中においても監督員と協議・報告を行うものとする。

５　業務中に発見した事象又は取り扱った事項について、その内容、措置等を道路巡視日誌に記録し、原則当日の業務時間内に提出する。なお、発注者との協議により、ファックス、電子メール等による仮提出を認めるものとする。ただし、仮提出の場合は、翌日（ただし、県の休日を除く）の９時までに本提出を行うこととする。

第１３条（巡視業務の作業内容）

１　巡視員は、巡視中、次に掲げるところにより措置し、道路交通の安全を確保する。

・車道及び自歩道等の路面、路肩、のり面、構造物の外観、安全施設、道路標識及び区画線等の状況並びに大雨、地震、地滑りなどによる被災箇所のその後の道路状況を把握し必要に応じ応急処置を行う。

・住民の苦情や要望があった場合は、速やかに主任技術者に報告を行う。報告を受けた主任技術者は速やかに監督員に報告を行い、必要な指示を受け、巡視員へ伝達する。

・橋梁桁の折損、暗渠陥没、路面のポットホール等の直接事故発生原因となる危険箇所を発見したときは、危険標識の設置を行うとともに、バリケードの設置等緊急措置を行う。又、ポットホール等の路面の小規模な損傷箇所については、穴埋め等の応急処置を行う。

・落石、崩土、路側の欠損箇所等を発見したときは、危険標識の設置を行うとともに、バリケードの設置等緊急措置を行う。

・道路法第２４条及び第３２条に規定する道路管理者以外の者の行う工事及び道路の占用に関する工事等は、必要に応じ承認・許可書の写しを監督員から受領しその確認を行う。また、別添の道路法違反行為を発見した場合は、現地の状況に応じて応急処置を行い監督員に報告をする。

・道路上の工事現場における標示施設、防護施設等に不備や破損を発見したとき又は工事用材料の散乱等交通事故を誘発するおそれがあるときは、現地において監督員へ連絡し、その内容を現場責任者へ伝達等を行う。なお、工事責任者が不在のときは、路上障害物の除去等応急処置を行う。

・監督員の指示を受け、県が発注している路面清掃業務の履行確認を行う。

・巡視中に小動物の遺骸を発見した場合は、その処理を行う。

第１４条（遵守事項）

１　巡視員は、業務の遂行に当たっては、道路パトロールカーの十分な整備を行い、適正な速度による巡視を実施するとともに、作業に当たっては、路線の交通量、道路の見通し、作業現場の状況等を十分に把握し、バリケード設置等の必要な措置を講じ、事故の防止に万全を期するものとする。

２　業務中及び休憩中、また車両の駐停車において、県民に不快感、不信感を与えな

いよう、服装、言動、行動等に常に注意すること。
３　道路法、道路交通法等の関係法令を遵守するとともに、交通安全に努めること。
４　職務上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
５　監督員と緊密な連携を保持すること。
６　住民との接触に当たっては、特に言動および態度に留意すること。

第１５条（講習）
１　受注者は、主任技術者及び道路巡視員に、必要に応じて、発注者が別途指定する道路巡視に関する講習を受講させなければならない。
２　業務期間途中で道路巡視員を変更登録した時は、受注者の責務において発注者が別途指定する講習と同等の講習を受講させ、実施結果を発注者に報告しなければならない。
３　本条第１項について、長期継続契約において次年度も継続して業務を実施する場合、または業務期間内に次年度業務を落札し引き続き業務を実施する場合においても、必要に応じて、１年に１度、講習を受講させ、実施結果を発注者に報告しなければならない。

第１６条（業務実施計画書）
１　受注者は、巡視を計画的かつ効果的に実施するため、業務着手前に業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。
２　業務実施計画書には、次に挙げる内容を記載する。
・業務命令系統
・巡視区域
・業務従事者の氏名、免許、資格または経歴、及び班構成
・巡視方法
・緊急時の連絡体制及び業務処理体制（連絡の優先順位）
・安全管理、訓練、講習等の具体的計画
・その他、必要事項
３　受注者は、業務実施計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
４　受注者は、業務実施計画書とは別に監督員と協議のうえ、月間道路巡視実施計画書を作成し、発注者に提出してその承認を得るものとする。

第１７条（実績報告及び検査）
１　受注者は、第１６条第４項に定めた月間道路巡視実施計画書に基づき実施した巡視結果を、毎月の業務完了実績として完了実績報告書により、監督員に提出する。

２　受注者は、業務が完了した時は、その旨を発注者に通知し、業務の完了を確認するために完了検査を受けなければならない。
３　受注者は、業務実施部分にかかる業務委託料（月額）を請求する場合は、あらかじめ、当該請求に係る業務の完了を確認するため、完了検査を受けなければならない。
４　契約が会計年度をまたぐ場合、業務委託料を年度毎に精算する必要があるため、第２項を各年度末に行うこととする。

第１８条（道路パトロールカー）
１　受注者は、契約締結後、巡視に必要な車両を巡視開始日までに準備すること。
２　道路パトロールカーは緊急自動車及び道路維持作業用自動車として、公安委員会から指定（道路交通法施行令第１３条・第１４条の２）を受けたものであること。
３　道路パトロールカーの仕様は、別紙仕様書「道路パトロールカー仕様書」のとおりとする。
４　修理等が必要な場合は、速やかに行うとともに、巡視に支障を生じる場合には、発注者に報告し、必要な指示を受けること。

第１９条（携行資機材等）
１　携行する以下の資機材等について、発注者から受注者へ貸与するものとする。
・道路管理資料（管内図・台帳・道路占用関連）
・保安器具（コーン、バリケード、ロープ等）
・簡易処置材料（常温合材・凍結防止剤・油中和剤等）
２　それ以外の下記資機材については、受注者で用意し、携行すること。
・記録用測定器具（カメラ・箱尺・巻尺・ポール）
・照明器具（懐中電灯等）
・工具（つるはし、スコップ、ハンマー等）
３　その他、監督員が巡視に必要と判断した資機材等については、受注者と協議を行い決定することとする。

第２０条（腕章の着用等）
１　巡視員は、巡視中、発注者が貸与する腕章を着用し、発注者が発行する身分証明書を携帯しなければならない。なお、腕章、身分証明書は業務履行期間終了後、速やかに監督員へ返却するものとする。
２　巡視員は請求があった場合には、前項に規定する身分証明書を提示しなければならない。
３　巡視員は、巡視中、監督員に事前に承諾を得た端正で安全に作業ができる被服、

帽子（作業時にはヘルメット）、安全ベスト、名札、安全靴を着用するものとする。

第２１条（緊急時の留意事項）

１　巡視員は、交通事故等通行に支障を及ぼす緊急事態を発見した場合は、直ちに監督員及び主任技術者に報告して指示を受けるとともに、所轄警察署に通報するものとする。

２　巡視員は、発見した事象の取り扱いについて、通行規制の緊急性、必要性の判定が難しいと判断した場合には、直ちに通行規制等応急措置を講じたうえで、監督員及び主任技術者に報告し、指示を受けることとする。

３　巡視員は、措置の内容が軽易な場合、又は緊急を要し監督員並びに主任技術者に報告して指示を受けるまでの時間的余裕が無い場合には、自らの判断で措置を講じることができるものとする。ただし、巡視員が住民からその場で直接受けた苦情への対応については、監督員及び主任技術者の指示を受けた後に措置するものとする。

４　監督員と受注者又は主任技術者との確実な作業依頼や相互の連絡を行うため、受注者は優先順位を付けたうえで連絡系統を事前に監督員へ提出することとする。監督員は、主任技術者以外に連絡した内容は、事後に受注者又は主任技術者に再度連絡するものとする。

第２２条（道路巡視体制）

１　巡視を行う際の班体制は、運転業務を行う者が１名、及び道路の管理・調査・簡易措置などを実施する者１名の計２名で実施することを基本とする。

２　本条第１項について、受注者から新技術などを活用することにより２名体制を変更する旨の申し出を受け、巡視にかかる必要な作業に支障が生じないないこと、第三者及び巡視員の安全確保が可能であることについて、発注者が認めた場合においては、この限りではない。